

札幌市住民組織助成金交付要綱

昭和 63 年 3 月 31 日 市民局長決裁
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民相互の連帯感の醸成を図り、心のふれあう温かい地域社会の形成に資するため、地域における住民組織の自主的な運営及び活動に対し助成金を交付し、もって、地域住民の福祉の向上を図るため必要な事項を定める。

(助成金の種類及び交付基準)

第 2 条 助成金は、地域振興助成金及び地区会館・地域会議室維持管理助成金とし、次の内容とする。ただし、以下に該当する場合であっても飲食に要する経費は対象外とする。

(1) 地域振興助成金

ア 連合町内会助成金

まちづくりセンターの区域を単位として組織された住民組織（以下「連合町内会」という。）の事業等のために、連合町内会に交付する補助金

イ 単位町内会助成金

一定の地区を単位とし、その地区内に居住する世帯等を構成員として組織された最小単位の住民組織（以下「単位町内会」という。）の事業等のために、単位町内会に交付する補助金

(2) 地区会館・地域会議室維持管理助成金

地区会館（まちづくりセンターに併設して本市が設置した会館のことをいう。以下同じ。）及び地域会議室（本市が地域の状況に応じて小学校に設置する地域コミュニティの場のことをいう。以下同じ。）の管理運営のために、運営委員会に交付することを目的として、連合町内会に交付する補助金

2 助成金の交付基準は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

なお、世帯数は、前年度の 1 月 1 日現在の住民組織加入世帯数を基礎とする。

ただし、世帯数に大幅な変動があるなど、市長がやむを得ない事情と認めた場合には当該年度の 4 月 1 日現在の世帯数を基礎とすることができるものとする。

(交付申請)

第 3 条 連合町内会は、年度当初、助成金交付申請書（様式 1）に事業計画書（様式 1 の 2）及び収支予算書（様式 1 の 3）を添付し、助成金の交付を申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で地区会館又は地域会議室（以下「地区会館等」という。）が新設された場合は、連合町内会は、運営委員会に交付することを目的として、地区会館等が設置された月以降の地区会館・地域会議室維持管理助成金について、必要書類を添付して交付を申請することができる。

3 前 2 項の申請は、市長が特に事情があると認めたときは、必要書類を添付して、単位町内会が申請（ただし、地区会館・地域会議室維持管理助成金のうち、地区会館の維持管理に関する助成の場合を除く。）することができる。この場合の申請書

等については、連合町内会が用いる様式を準用する。

(交付決定及び通知)

第4条 市長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、事業の目的及び内容の適正並びに金額の算定などを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付額を決定し、助成金交付決定通知書(様式2)により連合町内会等(第3条第3項の規定に基づき、助成金の交付申請をした単位町内会を含む。以下同じ。)へ通知するものとする。

この場合、市長は必要と認めたときは、事業の目的及び内容並びに金額の算定について申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

2 交付額の決定に際し、助成内容ごとに交付額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、助成金の交付決定にあたって次の条件を付すものとする。

(1) 連合町内会は、助成金受領後遅滞なく、単位町内会助成金を各単位町内会に、地区会館・地域会議室維持管理助成金を各地区会館等運営委員会にそれぞれ交付し、受領書(様式3)を徴したうえ、それを取りまとめて、原則として2か月以内に助成金受領報告書(様式4)を提出すること。

また、第3条第3項の規定により、単位町内会が助成金を受領した場合は、原則として2か月以内に受領書(様式3の2)または助成金受領報告書(様式4の2)を提出すること。この際、提出する様式は、受領した助成金が単位町内会助成金のみ場合は様式3の2を、地区会館・地域会議室維持管理助成金を含む場合は様式4の2を使用すること。(このとき、単位町内会が地区会館・地域会議室維持管理助成金を地域会議室運営委員会に交付した場合は、地域会議室運営委員会より受領書(様式3)を徴したうえ、添付すること。)

(2) 連合町内会は、その地区内に連合町内会に準ずる住民組織(以下「中間連合町内会」という。)が組織されていて、その助成金の一部を交付したときは、前号と同様に受領書を徴して報告すること。

(3) 連合町内会等は、年度途中において、住民組織の代表者の変更、分割、解散、加入する単位町内会の脱退及び新たな住民組織の結成並びに地区会館等の管理形態等に変更があったときは、ただちに市長に報告し、その指示に従うこと。

(4) 連合町内会等は、助成金を他の用途へ使用してはならないこと。

(助成金の交付)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する交付決定を通知したあと、概算により通知書の送付日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(変更交付申請)

第7条 連合町内会等は、第5条第3号の報告において、交付決定の内容に変更が生ずると認められるときは、市長の指示に従い、変更交付申請書(様式5)により助成金の変更交付を申請するものとする。

2 新たな住民組織の結成(既存の住民組織の分割によるものを除く。)により、地域振興助成金について前項の変更交付申請を行う場合には、当該住民組織の結成日現在の加入世帯数に基づき、7月末日までに申請することができる。

3 新たに地区会館等が設置された場合には、設置された月以降の地区会館・地域会

議室維持管理助成金について、第1項の変更交付申請を行う場合には、当該会館等が設置された日から一月以内に申請することができる。

(変更交付決定等)

第8条 市長は、前条の変更交付申請書を受領したときは、当該申請に係る書類等の審査により交付申請の変更の内容を確認し、変更交付決定通知書(様式6)により、**連合町内会等**に通知するものとする。

2 前項の変更交付決定がなされた場合で追加交付のあるときは、第6条の規定を準用するものとする。

(実績報告)

第9条 連合町内会は、事業が終了したときは、すみやかに事業実績報告書(様式7)に当該連合町内会の事業報告書(様式7の2)及び収支決算書(様式7の3)、連合町内会助成金支出報告書(様式7の4)、当該連合町内会の区域に所在する**単位町内会**の収支決算書(様式7の6。ただし、連合町内会が単位町内会に助成金を交付した場合のみ。)並びに**地区会館等運営委員会**の収支決算書(様式7の7。ただし、連合町内会が地区会館等運営委員会に助成金を交付した場合のみ。)を添付して、事業の実績を報告するものとする。

また、第3条第3項の規定により助成金を受領した**単位町内会**は、事業実績報告書(様式7)、事業報告書(様式7の2)、収支決算書(様式7の3)、**単位町内会助成金支出報告書**(様式7の5)及び**地区会館等運営委員会**の収支決算書(様式7の7。ただし、単位町内会が**地域会議室運営委員会**に助成金を交付した場合のみ。)により、事業の実績を報告するものとする。

2 前項の場合において、連合町内会が**中間連合町内会**に助成金の一部を交付したときは、これに係る事業報告書(様式7の2)及び収支決算書(様式7の8)を添付するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の事業報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う**連合町内会等**の実態調査等により、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、**助成金額確定通知書**(様式8)により、**連合町内会等**に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、**連合町内会等**が**単位町内会助成金**及び**地区会館・地域会議室維持管理助成金**を他の用途へ使用し、あるいは、**連合町内会等**が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときなど、市長が助成金等の交付を不相当と認めた場合は**助成金交付取消通知書**(様式9)により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、第8条の変更交付決定をした場合において、概算交付している額が**変更交付額**を超えたとき、第10条の額の確定をした場合において概算交付している額が**確定額**を超えたとき、あるいは前条の交付決定の取消をしたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の精算)

第13条 連合町内会等は、助成金確定通知書受理後5日以内に、助成金精算書（様式11）を市長あて提出するものとする。

（執行状況の調査等）

第14条 市長は、連合町内会等の活動状況の調査、その活動状況に関する報告の聴取又は必要に応じて行う助言、指導等により助成金の執行が適正かつ効果的に行われるよう配慮しなければならない。

2 市長は、前項の調査及び報告により、助成金の執行が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、止むを得ない事情があるときを除き、連合町内会等に対して、その内容に従って助成金の執行すべきことを指示しなければならない。

3 市長は、連合町内会等が前項の指示に従わないときは、交付決定の通知に基づき助成の取消若しくはその決定額の減額の措置をとらなければならない。

この場合、その理由等を明らかにして連合町内会等に通知するものとする。

（不当干渉等の防止）

第15条 助成金の交付に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ又は助成金の交付の目的を達成するために必要な限度を超えて、不当に連合町内会等に干渉してはならない。

（補則）

第16条 この要綱の定めるもののほか、助成金の交付事務の取扱に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 住民組織助成金交付要綱（昭和52年4月1日制定）は廃止する。

3 旧要綱に基づき交付された昭和62年度助成金に係る取扱については、本要綱施行以降も旧要綱によることができる。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年3月3日から施行する。

2 旧要綱に基づき交付された平成11年度助成金に係る取扱については、本要綱施

行以後も旧要綱によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市特別事業助成金交付要綱（昭和 63 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

住民組織助成金算定基礎

別表 1

1 地域振興助成金			
(1) 連合町内会助成金			
ア 均等割	1 連合町内会につき		90千円
イ 世帯割	1 世帯につき		120円
(2) 単位町内会助成金			
ア 基準割	別表2による(22ランク)		
イ 世帯割	1 世帯につき		260円
2 地区会館・地域会議室維持管理助成金			
(1) 清掃費助成	1 会館につき		70千円
(2) 運営委員会助成	1 会館につき		50千円
(3) 管理人手当助成	1 会館につき		130千円

別表 2

区 分	基準割額	区 分	基準割額
～ 50 世帯	6,000 円	1,401 ～ 1,600 世帯	48,000 円
51 ～ 100	12,000	1,601 ～ 1,800	52,000
101 ～ 200	18,000	1,801 ～ 2,000	56,000
201 ～ 300	22,000	2,001 ～ 2,200	60,000
301 ～ 400	24,000	2,201 ～ 2,400	64,000
401 ～ 500	26,000	2,401 ～ 2,600	68,000
501 ～ 600	28,000	2,601 ～ 2,800	72,000
601 ～ 800	32,000	2,801 ～ 3,000	76,000
801 ～ 1,000	36,000	3,001 ～ 3,200	80,000
1,001 ～ 1,200	40,000	3,201 ～ 3,400	84,000
1,201 ～ 1,400	44,000	3,401 ～	88,000